

委員会提出議案第8号

自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和7年9月29日提出

提出者

総務委員会委員長 今岡翔平

亀山市議会議長 岡本公秀様

別紙

自動車関係諸税などの見直しに関する意見書

## 自動車関係諸税などの見直しに関する意見書

自動車関係諸税を取り巻く環境は、依然として取得・保有・走行の各段階において、引き続き9種類に及ぶ複雑かつ過重な税負担が課せられていることや一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や二重課税など様々な課題が残されています。

自動車関係諸税の簡素化、負担軽減は、地方経済の活性化に貢献が期待されるとともに、CASEやカーボンニュートラルの促進を後押しするために現在の税制を見直すことは、「誰もが自由で安全な移動を享受できる社会」の実現につながるものと考えます。

以上のような理由から、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

### 記

1. 自動車税・軽自動車税（環境性能割）の廃止
2. 自動車重量税における「当分の間税率」の廃止
3. 自動車重量税および自動車税・軽自動車税（種別割／四輪車・二輪車等）の保有時の税額引き下げによる負担軽減措置の実施
4. 複雑な車体課税の簡素化に向けた「自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の税の公平・中立・簡素な税負担」の早期実現
5. 燃料課税における「当分の間税率」の廃止
6. 複雑な燃料課税の簡素化
7. タックス・オン・タックスの解消（消費税の二重課税の是正）
8. 車体課税および燃料課税のいずれにおいても、過重かつ不合理的な課税は廃止し、税の付け替え等によって負担を転嫁しないこと
9. 自動車関係諸税の国税部分について、地方財政に配慮した負担軽減策を講じ、地方税収に影響を与えないようにすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月30日

三重県亀山市議会議長 岡本公秀

内閣総理大臣	石	破	茂	様
財務大臣	加	藤	勝信	様
国土交通大臣	中	野	洋昌	様
衆議院議長	額	賀	福志郎	様
参議院議長	関	口	昌一	様